

## 長崎県造林補助事業実施要領

制 定 平成3年8月22日

最終改正 令和7年5月20日

造林事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知。以下「環境保全要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整第580号林野庁整備課長通知。以下「環境保全運用」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21林整計第336号、以下「農山漁村要領」という。）によるほか、この要領によるものとする。

### 第1 目的

この要領は、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）、長崎県造林事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく取扱いの細部を定めることを目的とする。

### 第2 事業の内容及び事業主体等

- 1 実施要綱第2条の事業区分、事業内容、同第3条の事業主体及び同第4条の補助対象経費は、別紙1の第1のとおりとする。
- 2 実施要綱第3条第2項の知事が適当と認める樹種とは、次のものとする。有用樹種は、材の利用及び流通状況等を考慮し判断する。  
すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、くぬぎ、こなら、きり、まき、けやき、つばき、いちょう、かや、くすのき、やまざくら等有用樹種

### 第3 事業計画の作成等

- 1 事業計画の作成
  - (1) 環境保全要領第2の1に基づく森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）は、地域森林計画区ごとに環境保全運用別記様式1により作成するものとする。
  - (2) 事業計画は、地域森林計画区に在する県地方機関長（地域森林計画区内に2つの地方機関が在する場合は共同して作成。以下同じ。）が作成し、本庁へ進達するものとする。
  - (3) 事業計画の計画始期は、原則として当該計画の対象地域に係る地域森林計画の始期とし、期間は5年間とする。
  - (4) 作成に当たって地方機関長は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くとともに、関係市町と協議し調整を図り、市町長の同意を得るものとする。
- 2 実施計画の作成等
  - (1) 事業主体は、毎年度9月末までに、翌年度に実施する本事業に関する計画（以下「実施計画」という。）を様式第1号により作成し、県地方機関長に提出するものとする。

る。

また、産地計画（林地・産地・担い手プラン）策定要領に基づき産地計画の承認を受けた事業体は、様式第1号と併せて作業班（事業箇所毎）スケジュール（任意様式）を提出するものとする。

- (2) 県地方機関長は、管内の事業主体の計画量を取りまとめ、10月末までに本庁へ提出するものとする。
- (3) 年度途中において実施計画を変更する場合は、上記(1)を準用するものとする。
- (4) 県地方機関長は、実施計画に対する進捗状況を管理し、別途定めるところにより本庁へ報告しなければならない。
- (5) 特定森林再生事業の被害森林整備事業のうち、別紙1の第1の2の(3)のシの森林保全再生整備事業について補助を受けようとする者は、様式第2号－1及び2により事業計画書を県地方機関長に提出し、確認結果書（様式第2号－4）が通知された後に事業を実施するものとする。

県地方機関長は、提出された事業計画書を審査表（様式第2号－3）により審査し、必要に応じ、当該事業計画書を提出した者に対する指導を行い、当審査表を添付のうえ事業計画書を本庁へ進達するものとする。

#### 第4 設計の審査

森林作業道整備において標準断面・設計が適応できない部分、補助金の算出を行う事業の事業主体においては、事業実施に先だって、第6の2の(6)に定める書類を提出し、県地方機関の設計審査を受けるものとする。

#### 第5 維持管理

- 1 事業主体は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うものとし、特に当該施設が台風等により被害を受けたことが想定される場合は、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう努める。
- 2 事業主体は、他の地方公共団体、森林組合等を指定し、維持管理の一部または全部を行わせることができる。この場合、あらかじめ県地方機関長に届け出るものとする。

#### 第6 補助金の交付申請

- 1 実施要綱第5条第3項に定める書類は次のとおりとする。

なお、本庁及び県地方機関長への提出区分は別紙4のとおりとする。ただし、別紙1の第1の1の(2)の②のイ～オの申請書に添付すべき書類は様式第10号－1及び第10号－2、森林保全再生整備事業の申請書に添付すべき書類は次の(4)、(10)及び(13)とする。

- (1) 事業実績書

ア 造林事業集計表（様式第7号）

イ 造林事業補助金申請内訳表（様式第3号）及び森林整備事業補助金交付明細書（様式第3号の2）

- (2) 搬出材積集計表（様式第5号）

間伐及び更新伐の場合に提出する。

(3) 社会保険等加入状況調査表（様式第 6 号）

(4) 位置図

長崎県森林整備空間情報システム（施行地ポリゴンの作成）によりデータを提出する。

(5) 施行地施業図（様式第 4 号）

ア 施業図はポケットコンパス等による現地測量を原則とする。実測図と同等の精度の図面を用いることもできるが、現地検査において検査員から主要測点の復元を求められた場合は、事業主体が復元できなければならない。

イ 施業図には、次の事項を記載するものとする。

(ア) 申請番号

(イ) 造林者名

(ロ) 面積

(エ) 造林地・地番

(オ) 間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長

(6) 森林作業道線形図

測点を記載したもの。縮尺は定めない。

(7) 現地写真

事業の施行地ごとに、事業の必要性や実施した内容がわかるよう事業実施前及び事業完了後の状況を撮影するものとする。（原則として位置情報が記録されたものとするほか、下刈りの施行地では、必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。なお、人工造林の施行地において 4 回目以降に実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真、その他の資料を整備しておくものとする。）

(8) 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるドローンにより作成したオルソ画像等（以下、ドローンオルソ画像等という。）

事業の施行地ごとの事業実施前及び事業完了後のドローンオルソ画像及びオルソ化した際のプロセスレポートを PDF に変換して、長崎県森林整備空間情報システム（申請リスト毎に関連ファイルへ保存）により提出する。

※オルソ画像とは、中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下同じ。

ドローンオルソ画像等を提出する場合は、(5) 及び (6) の書類について添付を省略することができるものとする。なお、4 回目以降の下刈りは、あわせて、その必要性を証するに足る現地写真を添付すること。

(9) 平均胸高直径調査表

伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の林分での保育間伐の場合に提出する。

(10) 実行経費内訳書

市町請負、森林作業道等実行経費と標準単価を比較して査定する事業に限る。

(11) 作業道計算書

- (12) 分収林契約等（写し）  
分収林契約が締結されている場合に限る。
- (13) 協定書等（写し）  
事業実施に必要な協定等がある場合に限る。
- (14) 委任状及び精算依頼書（写し）  
代理申請の場合に限る。
- (15) 請負契約書（写し）  
事業を請負に付して実施した場合に限る。
- (16) 林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 18 条に基づき苗木に添付された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採種場所や品種名が記載されているものに限る。）の写し（林業種苗法施行令（昭和 45 年政令第 194 号）第 1 条で定める樹種以外の樹種にあつては、樹種が確認できる書類の写し）。ただし、機能回復整備事業の花粉発生源対策促進事業のうち、別紙 1 の第 1 の 3 の (1) の①のアの花粉発生源植替えについて交付を受けようとする場合に限る。
- (17) 安全チェックシート  
「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）に定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」。  
事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、チェックシートは請負者が記入するものとする。  
ただし、請負者が過去 1 年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去 1 年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。
- (18) 環境負荷低減チェックシート（環境保全運用別記様式 14）  
提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。  
ただし、過去 1 年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去 1 年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。
- (19) その他別途定める書類

2 事業主体は、前事項に掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は補助金交付申請書への添付は不要とするが、事業主体において保管し、検査時に検査官の求めに応じて提示するものとする。

(1) 測量野帳

ドローンオルソ画像等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータ

を含む。

- (2) 前項(1)、(2)及び(3)にかかる証拠書類
- (3) 前項(9)、(10)及び(11)にかかる証拠書類
- (4) 現地写真

前項(7)、(8)及び現地検査だけでは事業実施中の状況及び作業の確かな実施が確認できず、補助金額の査定時に支障をきたす恐れがある場合には、事業実施中の写真についても撮影し、保管するものとする。

なお、原則として位置情報が記録された写真とする。

- (5) 査定係数を適用する事業においては、根拠となる計画書（森林経営計画書又は特定間伐等促進計画及び実施権配分計画）の写し
- (6) 設計図書等（森林作業道関連）
  - ア 平面図(1/500～1/1000 の図面に測点番号、工作物等を記入する。)
  - イ 横断図（1/100）
  - ウ 縦断図（水平距離は平面図と同縮尺、垂直距離は水平距離の5倍で作成する）
  - エ 工作物構造図（適切な縮尺）
- (7) 森林作業道チェックリスト
- (8) 法的手続き関係（伐採届、保安林作業許可等、事業実施に必要なもの）
- (9) 施業着手前に森林所有者に示す事業経費見込み（受託事業の場合のみ）
- (10) 施業完了後に森林所有者に示す事業経費精算書（受託事業の場合のみ）

- 3 県地方機関長は、提出された申請書類等を別に定める造林補助事業完成検査要領（以下、「検査要領」という。）に基づき完成検査を実施し、事業の完成と認めたときは検査要領第41条により造林事業完成検査完了報告書により本庁へ進達する。

完了報告の期限は次のとおりとする。

| 区分   | 1 期      | 2 期      | 3 期       | 4 期      |
|------|----------|----------|-----------|----------|
| 報告期限 | 7 月 31 日 | 9 月 30 日 | 12 月 31 日 | 2 月 28 日 |

※ 実施要綱第5条第4項のやむを得ない場合及び別紙1の第1の1の(2)の②のイ～オについては、3月25日までとする。

## 第7 補助金の交付条件等

補助金の交付を受けた者（事業主体に委託して補助事業を実施した者を含む。以下この条において同じ。）は、実施要綱第7条及び次に掲げる補助金交付の条件を遵守するとともに、委任者に対する補助金交付に際しては、同条件を明示し、趣旨の徹底を図るよう努めるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、書面（様式第8号）により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金の返還をしなければならない。

ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助

金の交付を受けた場合には、この限りでない。

- (2) 補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（特定森林再生の森林緊急造成事業、森林緊急造成事業（環境）、被害森林整備事業及び重要インフラ施設周辺森林整備事業にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算してのおおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備、林業専用道整備又は林道災害等復旧林道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (3) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（別紙1の第1の4の査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、別に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、別に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。
- (4) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、実施権配分計画に基づいて行うものについて、森林経営管理法第40条第1項及び第2項の規定により当該計画の認定の取消となった場合は、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（別紙1の第1の4の査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、別に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、別に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。
- (5) 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りでない。
- (6) 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (7) 森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- (8) 機能回復整備事業の花粉発生源対策促進事業のうち、別紙1の第1の3の(1)の①の

アの花粉発生源植替えにおいて、施業が森林経営計画に基づいて行わない場合は、事業の完了年度の翌年度の初日までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならない場合（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあっては、交付を受けた交付金相当額を返還すること。

- (9) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (10) 補助金の交付を受けた者は、(1)から(9)の規定により、補助金相当額を返還する必要が生じた場合、速やかに書面(様式第9号)により県地方機関長を経由し、知事に報告するものとする。
- (11) 森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知（以下、「返還措置要領」という。））の第3の4に規定される公用若しくは公共用に供する場合又は天災その他やむを得ない事由により転用等する場合は、施行地の転用に係る補助金の返還免除の協議（様式第9号の2）により、県地方機関長を経由して知事に協議するものとする。
- (12) 補助金の交付を受けた者は、補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (13) 補助金の交付を受けて事業を実施した施行地の森林所有者等は、当該林地について森林保険に加入する等適正な維持管理に努めるものとする。

## 第8 補助金の査定

### 1 標準単価

知事は、毎年度事業内容ごとに標準単価を定め、直接費及び共通仮設費からなるものとする。

なお、標準単価の設定等については「長崎県造林補助事業標準単価の設定等について」（別紙3）による。

### 2 加算単価

標準単価には、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれる場合や、当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じた間接費及び熱中症対策として、7月1日から9月30日までの期間に、事業期間の過半を占める下刈りにおいては、標準単価の1%に相当する額（以下「熱中症対策費」という。）を加算できるものとする（以下「加算単価」という。）。

間接費は、現場監督費、社会保険料等及び熱中症対策費とする。

・加算単価＝標準単価×（1＋間接費率）＋熱中症対策費

### 3 標準経費

標準経費は標準単価又は加算単価に事業量を乗じて求める。ただし、別紙1の第1の2の(3)のシについては、実行経費を標準経費とする。

・標準経費＝標準単価又は加算単価×事業量

森林作業道整備のうち「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」

(平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。)第2の10の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の標準経費は、環境保全運用の第16の3(6)のア～ウにより算出される経費とする。

#### 4 実行経費

市町が請負により実施した金額、森林環境保全直接支援事業等(環境)で森林整備法人が請負により実施した金額及び別紙1の第1の1の(2)の②のイ～オで事業主体が実施した金額とする。

別紙1の第1の2の(3)のシについては、「森林保全再生整備における実行経費の算出について」(平成26年3月31日付け26林整整第1352号林野庁整備課長通知)により算出した金額とする。

#### 5 査定経費

査定経費は3により算出した標準経費又は3により算出した標準経費と4の実行経費とを比較していずれか低い額に別紙5による査定係数の百分の一を乗じて求める。

$$\cdot \text{査定経費} = \text{標準経費又は実行経費} \times \text{査定係数} \div 100$$

#### 6 一般管理費相当経費

実施要綱第2条(1)のイ及び同条(2)のイに基づき、ながさき森林環境税(以下「環境税」という。)による嵩上げを行う事業のうち、次の①～②により実施する森林施業等については、3により算出した標準経費に一般管理費相当率(別紙2の2)を乗じた一般管理費相当経費を加算できる。

ただし、請負により実施する場合においては、請負金額に一般管理費相当経費が含まれている場合のみ加算できるものとする。

$$\cdot \text{一般管理費相当経費} = (\text{標準経費}) \times (\text{一般管理費相当率})$$

- ① 林内路網緊急整備事業のうち、これまで搬出間伐が実施できなかった森林(条件不利地等)において、林業専用道の開設や保育間伐の推進等により実施が可能となった、初回の搬出間伐に係る森林作業道の開設
- ② 未来へつなぐ多様な森林づくり事業のうち、森林作業道整備において、これまで基盤となる森林作業道が開設されていなかった場合に行う、初回の森林作業道の開設

#### 7 補助金額の算定

- (1) 査定経費に別紙5による補助率を乗じて求める。
- (2) 保全松林緊急保護整備事業における補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める。
- (3) 実施要綱第2条(1)のイ及び同条(2)のイに基づき、環境税による嵩上げを行う事業の補助金額の算定は次のとおりとする。

ア 6の一般管理費相当経費による加算がない場合

3により算出した標準経費又は3により算出した標準経費と4の実行経費とのいずれか低い額から(1)により算出した補助額を差し引いた額を環境税により加算した額を補助金額とする。

$$\cdot [(\text{標準経費}) \text{又は} (\text{実行経費})] = \text{補助額}$$

また、別紙1の第1の1の(2)の②のイ～オの場合は、4の実行経費が3により算出した標準経費より小さい場合のみ、4の実行経費から、国庫補助事業により算出した国庫補助金を差し引いた額を補助金額とする。

- ・ (実行経費) - (国庫補助金) = 補助額

イ 6の一般管理費相当経費による加算がある場合

3により算出した標準経費に6により算出した一般管理費相当経費を加算した額又は、請負により実施する場合においては4の実行経費とのいずれか低い額に、(1)により算出した補助額を差し引いた額を環境税により加算した額を補助金額とする。

① 直営の場合

- ・ (標準経費) + (一般管理費相当経費) = 補助額

② 請負の場合

- ・ [ (標準経費) + (一般管理費相当経費) ] と [ 実行経費 ] を比較していずれか低い額 = 補助額

また、別紙1の第1の1の(2)の②のイ～オの場合は、4の実行経費が3により算出した標準経費より大きい場合のみ、3により算出した標準経費に6により算出した一般管理費相当経費を加算した額又は、4の実行経費とのいずれか低い額から、国庫補助事業により算出した国庫補助金を差し引いた額を補助金額とする。

- ・ [ (標準経費) + (一般管理費相当経費) ] と [ 実行経費 ] を比較していずれか低い額 - [ 国庫補助金 ] = 補助額

## 8 標準単価構成因子及び共通仮設費等

- (1) 標準単価構成因子は、別紙2に定めるとおりとする。
- (2) 共通仮設費等については、別紙2の2に定めるものとする。

## 第9 補助金の請求と受領

- 1 市町、森林組合、森林整備法人以外の事業主体が補助金の交付申請及び受領について第三者に委任する場合は、予め委任状（要綱様式第1号）を委任する者（以下「委任を受けた者」という。）に提出するものとする。
- 2 実施要綱第9条第3項の規定により委任を受けた者が精算を行う事項は、予め委任する事業主体と取り決め、後日、問題が生じないようにしておくものとする。
- 3 補助金を受領した委任を受けた者は、速やかに事業主体に補助金を交付するものとする。
- 4 前項における交付の際、委任を受けた者は、事業主体から予め精算を依頼されている事項について精算して交付するものとする。
- 5 委任を受けた者は、補助金受領後40日以内に補助金支出状況を所管の地方機関長に報告しなければならない。

## 第10 森林組合等の受託事業

森林組合が受託して事業を実施する場合は、以下の各号による。また、それ以外の事業主体が受託により事業を実施する場合も、以下を準用することとする。

- 1 事業費の積算にあたっては算出根拠を明確にし、委託者が積算内容の提示を要求したときは、提出するものとする。
- 2 契約に際しては、契約内容を委託者に十分説明すること。また、交付申請に係る施行地の地番、森林所有者、森林所有者の電話番号、事業内容を交付申請書類へ記載することについて同意を得ることとし、事業完了後、問題とならないよう努めるものとする。  
作業は誠意ある施行をしなければならない。
- 3 事業が完了したときは、委託者に通知すると共に現地確認に立会いを求められた場合は応じなければならない。
- 4 補助の条件の履行については、契約書で特約しておくものとする。
- 5 補助金の請求と受領については、第9に準じる。
- 6 補助金を受領した森林組合は、委託者に対し補助金額を通知しなければならない。
- 7 事業終了後、速やかに経費の明細書等を作成し、森林所有者との間で精算手続きを行うよう努めるものとする。

## 第11 その他

- 1 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令の規定を遵守して事業を実施するものとする。
- 2 補助事業に関連して、事業主体が集材路を作設する場合には、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」（令和7年3月31日付け6林整整第860号林野庁長官通知）に基づき、造林作業の省力・低コスト化に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和7年3月31日付け6林整森第264号林野庁長官通知）に基づき、森林の生物多様性保全に資する取組の推進に努めるものとする。
- 5 事業主体は、作業工程の設定または見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

### 附則

この要領は、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。  
ただし 旧交付要綱に係る事業はなお従前の例による。

### 附則

この要領は、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

### 附則

この要領は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

### 附則

この要領は、平成21年度3期の予算に係る補助金から適用する。

### 附則

この要領は、平成 22 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成 23 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要領は、平成 28 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年度 2 期の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和 5 年 6 月 30 日付け 5 森整第 108 号)

附 則

この要領は、令和 6 年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和 6 年 8 月 23 日付け 6 森整第 168 号)

附 則

この要領は、令和 7 年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和 7 年 5 月 20 日付け 7 森整第 71 号)

## 別紙 1

### 第 1 事業区分及び事業内容等

造林事業の事業区分、事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

#### 1 森林環境保全直接支援事業

##### (1) 森林環境保全直接支援事業

| 事業区分    | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 人工造林  | 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む）、播種、低質林等における前生樹の伐倒及び除去とする。                                                                                                                                                                                                                                            |
| イ 樹下植栽等 | 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。<br>(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が 3 齢級以上の林分（面的複層林施業通知に定める面的複層林施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去<br>(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去 |
| ウ 下刈り   | 植栽により更新した 2 齢級以下（複層林においては下層木が 5 齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した 8 齢級以下（複層林においては下層木が 8 齢級以下）の林分で行う雑草木の除去とする。                                                                                                                                                                                                              |
| エ 雪起こし  | 植栽により更新した 5 齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した 8 齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）とする。                                                                                                                                                                                                                              |
| オ 倒木起こし | 植栽により更新した 5 齢級以下の林分において行う火災、気象害及び病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| カ 枝打ち   | 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものとする。<br>(ア) 6 齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去<br>(イ) 12 齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去                                                                                                                                                                                                            |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>キ 除伐</p>      | <p>(ウ) 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p> <p>下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。</p>                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>ク 保育間伐</p>    | <p>12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。</p> <p>不良木の淘汰を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数のおおむね30%を伐採する場合に補助対象とする。</p>                                                                                                                                                                                      |
| <p>ケ 間伐</p>      | <p>12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林、立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りでない。）の林分又は森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積とする。</p> <p>不良木の淘汰を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切な場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。</p> |
| <p>コ 更新伐</p>     | <p>18齢級以下の林分又は標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木の伐倒、搬出集積及び巻枯らしとする。</p> <p>不良木の淘汰を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切な場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。</p>                                          |
| <p>サ 付帯施設等整備</p> | <p>次の施設等の整備であって、ア～コのいずれかと一体的に実施するもの（ただし、（ア）のbについてはこの限りではない。）とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| シ 森林作業道整備 | <p>(ア) 鳥獣害防止施設等整備</p> <p>a 施設等整備<br/>健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。</p> <p>b 施設改良<br/>施設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良とする。</p> <p>(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備<br/>森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。</p> <p>(ウ) 林床保全整備<br/>造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。</p> <p>(エ) 荒廃竹林整備<br/>周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がア～コの施業に係る事業量を超えないものとする。</p> <p>長崎県森林作業道作設指針（平成23年4月28日付け23森整第82号）に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当するものとする。</p> <p>(ア) ア～コのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの</p> <p>(イ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの</p> |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## （２）森林環境保全直接支援事業等（環境）

### ① 未整備森林緊急整備事業

| 事業区分 | 事業内容 |
|------|------|
|------|------|

|        |                                                                                                                                                                             |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 除伐   | 下刈りが終了した5齢級以下の人工林（スギ及びヒノキのみ）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。                                                                                                               |
| イ 保育間伐 | <p>7齢級以下の人工林又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の人工林において行う適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。樹種はスギ及びヒノキのみとする。</p> <p>不良木の淘汰を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数のおおむね30%伐採する場合に補助対象とする。</p> |

② 林内路網緊急整備事業

| 事業区分                                              | 事業内容                                  |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------|
| ア 森林作業道整備                                         | 間伐等の施業や間伐材の搬出に必要なものを対象とし、1の(1)のシに準ずる。 |
| イ 森林作業道の整備（長崎県合板・製材生産性強化対策事業の間伐材生産の関連条件整備活動）      | 1の(1)のシに準じる。                          |
| ウ 森林作業道整備（長崎県合板・製材生産性強化対策事業の路網整備）                 | 1の(1)のシに準じる。                          |
| エ 森林作業道の整備（長崎県林業・木材産業成長産業化促進対策事業の間伐材生産の関連条件整備活動等） | 1の(1)のシに準じる。                          |
| オ 森林作業道整備（長崎県林業・木材産業成長産業化促進対策事業の路網整備・機能強化対策）      | 1の(1)のシに準じる。                          |

③ 未来へつなぐ多様な森林づくり事業

| 事業区分 | 事業内容 |
|------|------|
|------|------|

|           |                                                                         |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|
| ア 人工造林    | 1の(1)のアに準じる他、別紙6によるものとする。                                               |
| イ 樹下植栽等   | 1の(1)のイの(ア)に準じる他、別紙6によるものとする。                                           |
| ウ 下刈り     | 1の(1)のウに準じる他、別紙6によるものとする。                                               |
| エ 付帯施設等整備 | 1の(1)のサの(ア)に準じる他、別紙6によるものとする。                                           |
| オ 森林作業道整備 | 1の(1)のシに準じる他、別紙6によるものとする。<br>なお、この場合における1の(1)のシの(ア)のア～コはア～イに読み替えるものとする。 |

### (3) 事業主体

事業主体は、次のアからケに該当する者とする。

ア 市町

イ 森林所有者

ウ 森林組合等

森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。

エ 森林整備法人等

森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。

オ 特定非営利活動法人等

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。

カ 森林所有者の団体

森林法施行令第11条第8号に規定する団体

キ 森林経営計画策定者

森林経営計画の認定を受けた者

ク 特定間伐等促進計画の実施主体

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。（以下「間伐等特措法」という。）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者

ケ 民間事業者

森林経営管理法第36条第2項の規定により県が公表した者

### (4) 事業規模等

(1)のア～コ、(2)の①及び③のア～ウについては、1施行地の面積が0.1ha以上。1施行地とは、「造林補助事業の実施に当たっての留意事項」の4の(1)による。

これに加えて、間伐及び更新伐については、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

ア 森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、同一森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ha以上かつ、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m<sup>3</sup>以上。

ただし、間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ha未満の場合は、地方機関長へ協議のうえ認めるものとする。

イ 実施権配分計画に基づいて行う場合は、アの規定を準用するものとし、この場合において、「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのは「実施権配分計画」と読み替えるものとする。

## 2 特定森林再生事業

### (1) 森林緊急造成事業

#### ① 事業区分、事業内容

| 事業区分      | 事業内容                                                                                                                                                                                      |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 人工造林    | 1の(1)のアに準ずる。                                                                                                                                                                              |
| イ 樹下植栽等   | 1の(1)のイに準ずる。                                                                                                                                                                              |
| ウ 下刈り     | 1の(1)のウに準ずる。                                                                                                                                                                              |
| エ 雪起こし    | 1の(1)のエに準ずる。                                                                                                                                                                              |
| オ 倒木起こし   | 1の(1)のオに準ずる。                                                                                                                                                                              |
| カ 除伐      | 1の(1)のキに準ずる。<br>不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において実施することができる。                                                                                   |
| キ 付帯施設等整備 | 次の施設等の整備であって、ア～カのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、（ア）のbについてはこの限りではない。）とする。<br>（ア） 鳥獣害防止施設等整備<br>1の(1)のサの（ア）のa及びbに準ずる。<br>（イ） 林内作業場及び林内かん水施設整備<br>1の(1)のサの（イ）に準ずる。<br>（ウ） 林床保全整備<br>1の(1)のサの（ウ）に準ずる。 |

|           |                                                                                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>(エ) 荒廃竹林整備</p> <p>1 の(1)のサの(エ)に準ずる。(ただし、1 の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「ア～カ」と読み替える。)</p> |
| ク 森林作業道整備 | 森林作業道の開設及び改良であって、ア～カのいずれかの施業と一体的に実施されるものとする。                                            |

## ② 事業主体

(ア) 市町（ただし、市町が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（市町が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。）

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して実施する場合に限る。）

## ③ 事業規模

① のア～カについては、1 施行地の面積が0.1ha以上。

なお、市町が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成事業施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ha以上とする。

## (2) 森林緊急造成事業（環境）

### ① 未整備森林緊急整備事業（森林経営計画区域内が対象）

| 事業区分 | 事業内容                                                                                                                    |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 除伐 | <p>1 の(2)の①のアに準ずる。</p> <p>不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、7 齢級以下の人工林又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の人工林において実施することができる。</p> |

## ② 事業主体

(1) の②の(ア)及び(イ)に準ずる。ただし、県を除く。

## ③ 事業規模

(1) の③に準ずる。

### (3) 被害森林整備事業

#### ① 事業区分、事業内容

| 事業区分      | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 人工造林    | 1 の(1) のアに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| イ 樹下植栽等   | 1 の(1) のイに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ウ 下刈り     | 1 の(1) のウに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| エ 雪起こし    | 1 の(1) のエに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| オ 倒木起こし   | 1 の(1) のオに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| カ 枝打ち     | 1 の(1) のカの(ウ)に準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| キ 除伐      | 1 の(1) のキに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ク 保育間伐    | 1 の(1) のクに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ケ 更新伐     | 1 の(1) のコに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| コ 付帯施設等整備 | <p>次の施設等の整備であって、ア～ケのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、（ア）のbについてはこの限りではない。）とする。</p> <p>(ア) 鳥獣害防止施設等整備<br/>1 の(1) のサの(ア)のa及びbに準ずる。</p> <p>(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備<br/>1 の(1) のサの(イ)に準ずる。</p> <p>(ウ) 林床保全整備<br/>1 の(1) のサの(ウ)に準ずる。</p> <p>(エ) 荒廃竹林整備<br/>1 の(1) のサの(エ)に準ずる。（ただし、1 の(1) のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「ア～ケ」と読み替える。）</p> |
| サ 森林作業道整備 | <p>1 の(1) のシに準ずる。（ただし、1 の(1) のシにおいて「ア～コ」とあるのは、「ア～ケ」と読み替える。）</p> <p>野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次</p>                                                                                                                                                                                                            |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| シ 森林保全再生整備 | <p>のいずれかに該当する施設の整備等とする。なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条の2に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第4条第2項に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。</p> <p>a 鳥獣害防止施設の整備等</p> <p>次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものとする。</p> <p><u>(a)</u> 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備（パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置及び忌避植物の植栽等を含む。）</p> <p><u>(b)</u> 既設の鳥獣害防止施設の改良（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。）</p> <p>b 鳥獣の誘引捕獲</p> <p>誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等（給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備及び捕獲個体の処分等を含む）</p> |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

② 事業主体

- (ア) 市町（市町自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は、森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。）
- (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者（事業主体自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）
- (ウ) 森林所有者（地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。）

③ 事業規模等

1 施行地の面積が 0.1ha 以上。

(4) 重要インフラ施設周辺森林整備事業

① 事業区分、事業内容

| 事業区分 | 事業内容 |
|------|------|
|------|------|

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 人工造林    | 1 の(1)のアに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| イ 樹下植栽等   | 1 の(1)のイに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ウ 下刈り     | 1 の(1)のウに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| エ 雪起こし    | 1 の(1)のエに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| オ 倒木起こし   | 1 の(1)のオに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| カ 枝打ち     | 1 の(1)のカに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| キ 除伐      | 1 の(1)のキに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ク 保育間伐    | 1 の(1)のクに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ケ 更新伐     | 1 の(1)のコに準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| コ 付帯施設等整備 | <p>次の施設等の整備であって、ア～ケのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、（ア）のbについてはこの限りではない。）とする。</p> <p>（ア）鳥獣害防止施設等整備<br/>1 の(1)のサの（ア）のa及びbに準ずる。</p> <p>（イ）林内作業場及び林内かん水施設整備<br/>1 の(1)のサの（イ）に準ずる。</p> <p>（ウ）林床保全整備<br/>1 の(1)のサの（ウ）に準ずる。</p> <p>（エ）荒廃竹林整備<br/>1 の(1)のサの（エ）に準ずる。（ただし、1 の(1)のサの（エ）において「ア～コ」とあるのは、「ア～ケ」と読み替える。）</p> |
| サ 森林作業道整備 | 森林作業道の開設及び改良であって、ア～ケのいずれかの施業と一体的に実施されるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                        |

② 事業主体

(ア) 市町（市町自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、市町が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、市町自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。）

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（事業主体自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）

③ 事業規模等

①のア～ケについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上。

(5) 保全松林緊急保護整備事業

① 保全松林健全化整備

松くい虫被害対策の実施について（平成 9 年 4 月 7 日付け 9 林野造第 105 号林野庁長官通知。以下同じ。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とし、対象とする事業内容は③のうち衛生伐のみとする。

なお、公益的機能の高い松林は別に定める。

② 松林保護樹林帯造成

「松くい虫被害対策の実施について」に基づき樹種転換を行う事業とし、対象とする事業内容は③のうち衛生伐を除く全てとする。

③ 事業内容

| 事業区分    | 事業内容                                                                          |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ア 人工造林  | 1 の(1)のアに準ずる。                                                                 |
| イ 樹下植栽等 | 1 の(1)のイに準ずる。                                                                 |
| ウ 下刈り   | 1 の(1)のウに準ずる。                                                                 |
| エ 雪起こし  | 1 の(1)のエに準ずる。                                                                 |
| オ 倒木起こし | 1 の(1)のオに準ずる。                                                                 |
| カ 除伐    | 1 の(1)のキに準ずる。                                                                 |
| キ 保育間伐  | 1 の(1)のクに準ずる。                                                                 |
| ク 衛生伐   | 松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破砕、焼却、薬剤 |

|           |                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ケ 更新伐     | 処理とする。                                                                                                                                                                                                            |
| コ 付帯施設等整備 | 1 の(1)のコに準ずる。<br><br>次の施設等の整備であって、ア～ケのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、（ア）のbについてはこの限りではない。）とする。<br>（ア） 鳥獣害防止施設等整備<br>1 の(1)のサの(ア)のa及びbに準ずる。<br>（イ） 荒廃竹林整備<br>1 の(1)のサの(エ)に準ずる。（ただし、1 の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「ア～ケ」と読み替える。） |
| サ 森林作業道整備 | (1)の①のクに準ずる。（ただし、1 の(1)のクにおいて「ア～カ」とあるのは、「ア～ケ」と読み替える。）                                                                                                                                                             |

#### ④ 事業主体

市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者とする。

#### ⑤ 事業規模

③のア～ケについては、1 施行地の面積が0.1ha以上。

### 3 機能回復整備事業

#### (1) 花粉発生源対策促進事業

##### ① 事業区分、事業内容

| 事業区分       | 事業内容                                                                                                                                                                                                   |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 花粉発生源植替え | 花粉発生源となっている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽とする。                                                                                                                                                    |
| イ 付帯施設等整備  | アの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。<br>（ア） 林木被害防止施設等整備<br>多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備。<br>（イ） 林内作業場及び林内かん水施設整備<br>1 の(1)のサの(イ)に準ずる。<br>（ウ） 荒廃竹林整備<br>周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。<br>ただし、アの施業の周辺森林において当該施業と |

|           |                                                                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ウ 森林作業道整備 | <p>一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアの施業に係る事業量を超えないものとする。</p> <p>森林作業道の開設及び改良であって、アの施業と一体的に実施されるものとする。</p> |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

② 事業主体

市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者及び特定間伐等促進計画の実施主体とする。

③ 事業規模等

1 施行地の面積が0.1ha以上の森林で行うものとする。

4 査定係数

査定係数は、別紙5のとおりとする。

## 別紙 1 の 2

### 森林保全再生整備の事業の流れについて

特定森林再生事業の被害林整備事業のうち、別紙 1 の第 1 の 2 の（3）のシの森林再生事業については、次の順に実施する。

#### 1. 事業計画書を作成

- （1）指導機関及び指導者を確保し、指導・助言を受ける体制をつくる
- （2）被害を受けた林班で、鳥獣被害対策に向けた事業計画（様式第 2 号－ 2）を作成する。

被害を受けた林班とは、原則として「森林被害報告について」（昭和 53 年 5 月 18 日付け 53 林野保第 235 号林野庁長官通知）に基づき林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とし、県が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができる。

#### 2. 協議会との調整

- （1）協議会が設置されている場合、事業計画を報告し調整を図る。  
協議会は、鳥獣被害防止特措法第 4 条の 2 に基づく協議会をいう。
- （2）県は可能な限りオブザーバ等で関与する。

#### 3. 事業計画を県に提出

事業計画書（様式第 2 号－ 1 及び 2）を県地方機関に提出する。

#### 4. 県の確認と審査結果の通知

地方機関長は、提出された事業計画書を審査表（様式第 2 号－ 3）により審査し、必要に応じ、当該事業計画を提出した者に対する指導を行い、当審査表を添付のうえ事業計画書を県森林整備室長に進達するものとする。

県森林整備室長は、事業計画書等を確認し、確認結果書（様式第 2 号－ 4）を提出者に通知する。

#### 5. 事業着手～完成

県からの審査結果により、事業の実施が認められた後に、事業を実施する。

#### 6. 完成検査（申請者）

#### 7. 補助金交付申請

#### 8. 県地方機関の完成検査

## 別紙 2

### 標準単価構成因子

| 事業内容     | 構成因子                                    |
|----------|-----------------------------------------|
| 人工造林     | 地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費      |
| 樹下植栽等    | 地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費 |
| 下刈り      | 雑草木除去費、薬剤代                              |
| 雪起こし     | 倒木起こし費、テープ（縄）代                          |
| 倒木起こし    | 倒木起こし費、テープ（縄）代                          |
| 枝打ち      | 枝葉除去費                                   |
| 除伐       | 不用木除去費、不良木淘汰費                           |
| 保育間伐     | 不用木除去費、不良木淘汰費                           |
| 間伐       | 不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費                     |
| 更新伐      | 支障木等伐倒費、搬出集積費                           |
| 衛生伐      | 不用木伐倒費、不良木伐倒費、搬出集積費、破碎費、焼却費、薬剤費、被覆資材代   |
| 花粉発生源植替え | 支障木等伐倒費、搬出集積費、苗木代、苗木運搬費、植付け費            |
| 森林作業道整備  | 伐開費、除根費、土工費、工作物設置費                      |

（注）苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

（注）搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。

## 別紙 2 の 2

表 1

|                      |      |                                                                                                      |
|----------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (標準単価に間接費と事業量を乗じたもの) | 標準単価 | 直接費                                                                                                  |
|                      |      | 共通仮設費<br>(直接費の合計額の 8.4%・森林作業道は 10.7%に相当する額)                                                          |
|                      | 間接費  | 現場監督費（雇用労務により事業実施がなされたものに限る。標準単価の 21.0%に相当する額を加算できる）                                                 |
|                      |      | 社会保険料等（施行地ごとに事業に従事した各現場労働者の加入状況に応じ、表 2 に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて標準単価に表 3 に示す率を乗じた額を加算できる。） |
|                      |      | 熱中症対策費（7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間に、事業期間の過半を占める下刈りにおいては、標準単価の 1 %に相当する額を加算できる）                           |
| 一般管理費相当率             |      | 第 8 の 6 に定める一般管理費相当率は 14.38%とする。                                                                     |

表 2

|         |               | 加入している場合の点数 |
|---------|---------------|-------------|
| 労災保険    |               | 6 点         |
| 雇用保険    |               | 1 点         |
| 健康保険    |               | 5 点         |
| 厚生年金保険  |               | 10 点        |
| 退職金共済制度 | 中小企業退職金共済制度以外 | 2 点         |
|         | 中小企業退職金共済制度   | 3 点         |

表 3

| 平均点数          | 加算率 |
|---------------|-----|
| 1 点以上 7 点未満   | 3 % |
| 7 点以上 13 点未満  | 10% |
| 13 点以上 23 点未満 | 13% |
| 23 点以上        | 18% |

## 別紙 3（要領第 8 関係）

### 長崎県造林補助事業標準単価の設定等について

標準単価は、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成 23 年 3 月 31 日 22 林整整第 857 号林野庁整備部整備課長通知）によるほか、本要領によるものとする。

#### 第 1 目的

標準単価を適切に設定し、適切な事業執行を目的とする。

#### 第 2 設定（改訂）時期

原則として、毎年 1 回以上の設定（改訂）を行う。時期は、毎年度適宜設定するものとする。

#### 第 3 適用する歩掛と単価

標準単価の算定に使用する歩掛等は次のとおりとする。

- 1 歩掛は、林野庁が提示する「森林環境保全直接支援事業 特定機能回復事業 標準工程表」を適用し、当工程表にないものについては県で定めるものとする。
- 2 保育間伐、間伐、更新伐の伐採本数は、原則として造林データの実績を利用し、適宜見直すものとする。
- 3 資材等単価は、県土木部が定める基本単価一覧表を適用し、当単価一覧表にないものは、原則として、物価資料や生産者の見積価格等により把握した単価と、前年度に実施した事業の実績から把握した単価のうち最低のものを比較して、いずれか低い方を採用する（ただし、最新の市場価格は物価資料等により把握できる場合は、これによる。）

#### 第 4 標準単価の区分

標準単価の区分は次のとおりとする。

- 1 消費税を含まない（消費税等相当額を含まない単価）
- 2 資材にのみ消費税を含む（事業主体が受託又は自力により施行する場合で、資材費の消費税等相当額を加算した単価）
- 3 資材・労務とも消費税を含む（事業主体が請負に付して施行する場合で、労務費及び資材費の消費税相当額を加算した単価）

なお、事業主体が課税業者の場合は、実施方法に関わらず、1 を適用する。

#### 第 5 標準単価の決定

標準単価の設定内容を見直す必要がある場合には、県が定める造林事業基準検討会（作業部会）により検討し、その結果を踏まえた単価の設定を行うこととする。

#### 第 6 公表

設定した標準単価は、県ホームページにて公表する。

## 別紙 4（要領第6関係）

申請書類の提出区分一覧表

| 区 分  | 名 称                                                    |                                                                                | 県地方機関 | 本庁 |
|------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------|----|
| 申請書類 | 事業実績書                                                  | 造林事業集計表（様式第7号）                                                                 | ○     | ○  |
|      |                                                        | 造林事業補助金申請内訳表（様式第3号）<br>森林整備事業補助金交付明細書（様式第3号の2）                                 | ○     | ○  |
|      | 搬出材積集計表                                                | 様式第5号<br>※間伐及び更新伐のみ                                                            | ○     |    |
|      | 社会保険等加入状況調査表                                           | 様式第6号                                                                          | ○     |    |
|      | 位置図                                                    | 長崎県森林整備空間情報システムによるデータ提出                                                        |       |    |
|      | 施行地施業図※1                                               | 様式第4号                                                                          | ○     | ○  |
|      | 森林作業道線形図※1                                             | 測点を記載したもの、縮尺は定めない                                                              | ○     | ○  |
|      | 現地写真※1                                                 | 事業の施行地ごとの事業実施前及び事業完了後<br>（ただし、原則として位置情報が記録されたものとする。）                           | ○     |    |
|      | ドローンオルソ画像等                                             | 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるもの<br>事業の施行地ごとの事業実施前及び事業完了後<br>プロセスレポート                   | ○     | ○  |
|      | 平均胸高直径調査表                                              | 伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の<br>林分での保育間伐のみ                                      | ○     |    |
|      | 実行経費内訳書                                                | 市町請負、公社請負（（環境）の場合）                                                             | ○     | ○  |
|      | 作業道計算書                                                 |                                                                                | ○     | ○  |
|      | 分収林契約等（写し）                                             | 分収林契約が締結されている場合                                                                | ○     |    |
|      | 協定書等（写し）                                               | 事業実施に協定が必要な場合                                                                  | ○     |    |
|      | 委任状及び精算依頼書（写し）                                         | 実施要綱様式第1号<br>事務委任による申請を含む場合                                                    | ○     |    |
|      | 請負契約書（写し）                                              | 請負契約の場合                                                                        | ○     |    |
|      | 苗木に添付された生産事業者表示票<br>又は配布事業者表示票（写し）                     | 機能回復整備事業の花粉発生源対策促進事業のうち花粉<br>発生源植替えの場合                                         | ○     |    |
|      | 農林水産業・食品産業の作業安全の<br>ための規範（個別規範：林業）事業<br>者向け チェックシート ※2 | 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規<br>範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第<br>458号林野庁長官通知。」による。 | ○     |    |
|      | 環境負荷低減チェックシート ※2                                       | 環境保全要領別記様式14                                                                   | ○     |    |

※1 ドローンオルソ画像等を提出する場合は省略することができる。

※2 過去1年間に他の事業において提出している場合は、その写しの提出で可。また過去1年間に本事業において提出している場合は省略可。

| 事業名                                 |                   | 作業種                                                       | 事業主体                                                                      | 計画区分等                                                                                                            | 補助率                                                                       |      |           |           | 査定係数 | 実質補助率 |      |
|-------------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------|-----------|-----------|------|-------|------|
|                                     |                   |                                                           |                                                                           |                                                                                                                  | 国                                                                         | 県    | 税         | 率         |      |       |      |
| 森林環境保全直接支援事業<br><br>(実施要綱第2条第1項第1号) | 森林環境保全直接支援事業      | 人工造林(1ha当たり2,000本以下)、下刈り(3回まで)、付帯施設等整備、森林作業道整備            | 市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等促進計画の実施主体、民間事業者 | 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施策が可能な森林の区域」又は間伐等特指法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づき行うもの | 3/10                                                                      | 1/10 | -         | 40%       | 180  | 72%   |      |
|                                     |                   | 森林整備法人のうち分取方式による者(林業公社等)                                  |                                                                           | 2/10                                                                                                             |                                                                           | -    | 50%       | 90%       |      |       |      |
|                                     | 森林環境保全直接支援事業等(環境) | 未整備森林緊急整備事業                                               | 除伐、保育間伐                                                                   | 市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等促進計画の実施主体、民間事業者                                        | 森林経営計画<br>特定間伐等促進計画                                                       | 3/10 | 1/10      | -         | 40%  | 170   | 68%  |
|                                     | 林内路網緊急整備事業        | 森林作業道整備<br>※間伐及び更新伐に必要な森林作業道に限る                           | 実施権配分計画                                                                   | 2/10                                                                                                             | -                                                                         |      | 50%       | 85%       |      |       |      |
|                                     | 未来へつなぐ多様な森林づくり事業  | 人工造林、樹下植栽等、下刈り、付帯施設等整備、森林作業道整備                            | 上記のほか別紙6による                                                               |                                                                                                                  | 1/10                                                                      | -    | 40%       | 90        | 36%  |       |      |
|                                     |                   |                                                           |                                                                           |                                                                                                                  |                                                                           |      |           |           |      |       |      |
| 特定森林再生事業<br><br>(実施要綱第2条第1項第2号)     | 森林緊急造成事業          | 人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、除伐、付帯施設等整備、森林作業道整備              | 市町、森林整備法人等※別紙1の2の(1)の②のAによる                                               | 森林所有者等による協定                                                                                                      | 3/10                                                                      | 2/10 | -         | 50%       | 180  | 90%   |      |
|                                     |                   |                                                           |                                                                           | 保安林・公益的機能別森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林                                                                 |                                                                           |      |           |           | 90   | 45%   |      |
|                                     |                   |                                                           | 森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者                                              | 保安林・公益的機能別森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林                                                                 | 3/10                                                                      | 1/10 | -         | 40%       | 180  | 72%   |      |
|                                     |                   |                                                           |                                                                           | 保安林・公益的機能別森林以外                                                                                                   |                                                                           |      |           | 90        | 36%  |       |      |
|                                     | 森林緊急造成事業(環境)      | 未整備森林緊急整備事業                                               | 除伐                                                                        | 市町、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、民間事業者                                                                                | 保安林・公益的機能別森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林(森林経営計画対象森林以外(森林経営計画区域内)) | 3/10 | 2/10・1/10 | 5/10・6/10 | 100% | 180   | 100% |
|                                     |                   |                                                           |                                                                           |                                                                                                                  | 90                                                                        |      |           |           |      | 100%  |      |
|                                     | 被害森林整備事業          | 森林保全再生整備以外                                                | 人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、更新伐、付帯施設等整備、森林作業道整備                 | 市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、民間事業者                                                       |                                                                           | 3/10 | 1/10      | -         | 40%  | 170   | 68%  |
|                                     | 森林保全再生整備          | 鳥獣害防止施設等整備<br>鳥獣の誘引捕獲                                     |                                                                           |                                                                                                                  |                                                                           |      |           |           |      |       |      |
|                                     | 重要インフラ施設周辺森林整備事業  | 人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、更新伐、付帯施設等整備、森林作業道整備 | 市町※別紙1の2の(4)の②のAによる                                                       | 重要インフラ施設管理者及び森林所有者との協定                                                                                           | 3/10                                                                      | 1/10 | -         | 40%       | 180  | 72%   |      |
|                                     |                   |                                                           | 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者                                            | 地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者との協定                                                                                    |                                                                           |      |           |           |      |       |      |
| 保全松林緊急保護整備事業                        | 保全松林健全化整備事業       | 衛生伐                                                       | 市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者                                 | 公益的機能の高い健全な松林<br>○高度公益機能森林<br>○被害拡大防止森林<br>○地区保全森林                                                               | 5/10                                                                      | 2/10 | -         | 70%       | —    | 70%   |      |
|                                     | 松林保護樹林帯造成事業       | 人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、付帯施設等整備、森林作業道整備     | ※森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に造林補助事業の実施に当たって存する森林において事業を実施する場合に限る。       |                                                                                                                  |                                                                           |      |           |           |      |       |      |
| 機能回復整備事業                            | 花粉発生源対策促進事業       | 花粉発生源植替え、付帯施設等整備、森林作業道整備                                  | 市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等促進計画の実施主体       |                                                                                                                  | 3/10                                                                      | 1/10 | -         | 40%       | 180  | 72%   |      |

## 別紙6

### 「未来へつなぐ多様な森林づくり事業」の実施について

#### 第1 趣旨

本県のスギ・ヒノキ人工林の半数以上は主伐期に達しているが、再造林や下刈り等の所有者負担が障害となり森林資源循環のサイクルが滞っている現状である。そこで、循環可能な優良な森林で環境と防災に配慮した主伐を推進し、主伐後は、再造林の低コスト化や多様な効果が期待される樹種や品種を植栽する取組を支援することで、次世代の木材生産と水源涵養や土砂災害の防止及び二酸化炭素の吸収等の多面的な効果を発揮する未来の多様な森林資源の造成を推進する。

#### 第2 対象とする森林の要件

- (1) 森林経営計画に基づく主伐（更新伐を含む）を令和4年度以降に実施する森林で、第4に定める実施計画に計画されたものとする。
- (2) 主伐・再造林の適地であること（主要道及び林道から概ね200m以内、平均傾斜25°以下及び市町村森林整備計画で定める木材生産機能が高い森林を基本とする）。
- (3) 皆伐においては、1伐区の面積は概ね3ha以下とする。ただし、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン」（平成31年3月29日長崎県農林部林政課）等を遵守したものに限る。
- (4) 面的複層林施業の更新伐の場合は、「面的複層林施業の実施方針」（令和6年3月29日5林整整第925号林野庁長官通知）の第3に基づく森林であること。

#### 第3 対象施業及び要件

第2の要件に該当する森林の主伐後における人工造林（樹下植栽を含む）、下刈り及び付帯施設等整備とする。

- (1) 人工造林（樹下植栽を含む）：次の要件を全て満たすこと。
  - ア. 伐採・植栽一貫作業システムを実施すること。
  - イ. 植栽本数はha当たり2,500本以下とする。ただし、保安林は指定施業要件の下限本数とする。
  - ウ. コンテナ苗を植栽すること。また、樹種・品種は次のいずれかとする。ただし、県内で生産する苗木が不足する場合は、この限りではない。
    - a. スギ・ヒノキのエリートツリー等特定母樹
    - b. スギ・ヒノキの少花粉品種
    - c. 早生樹等有用樹種（長崎県造林事業補助金実施要綱第3条第2項による。）
- (2) 下刈：植栽後、3回までを対象とする。ただし、4回目以降も現況写真を申請時に提出することで対象とする。
- (3) 付帯施設等整備：人工造林（樹下植栽を含む）の付帯施設として整備する森林作業道及び防鹿ネットとする。

#### 第4 事業実施計画等の提出

事業主体は、毎年度9月末までに下記の計画を別紙6の別記様式1により、県地方機関に提出するものとし、県地方機関長は10月末までに本庁へ提出するものとする。

- (1) 主伐・再造林5ヵ年計画概要（別記様式2）
- (2) 主伐・再造林3ヵ年実施計画（別記様式3）

別紙6の別記様式1

番 号  
令和 年 月 日

長崎県知事 様

事業主体名

令和 年度未来へつなぐ多様な森林づくり事業実施計画の提出について

このことについて、別添のとおり提出いたします。

○添付書類

- ・別紙6の別記様式2
- ・別紙6の別記様式3

主伐・再造林 5 カ年計画概要

事業主体名： \_\_\_\_\_

1. 実施方針

| 2. 計画面積 |     | (単位：ha) |         |         |         |         |         |         |           |           |           |
|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 年度      | 施業  | 区分      | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 1 0 年度 | 令和 1 1 年度 | 令和 1 2 年度 |
| 計画      | 主伐  | 皆伐      |         |         |         |         |         |         |           |           |           |
|         |     | 更新伐     |         |         |         |         |         |         |           |           |           |
|         |     | 計       | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00      | 0.00      | 0.00      |
|         | 再造林 | 植栽      |         |         |         |         |         |         |           |           |           |
|         |     | 樹下植栽    |         |         |         |         |         |         |           |           |           |
|         |     | 計       | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00      | 0.00      | 0.00      |
| 実績      | 主伐  | 皆伐      |         |         |         |         |         |         |           |           |           |
|         |     | 更新伐     |         |         |         |         |         |         |           |           |           |
|         |     | 計       | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00      | 0.00      | 0.00      |
|         | 再造林 | 植栽      |         |         |         |         |         |         |           |           |           |
|         |     | 樹下植栽    |         |         |         |         |         |         |           |           |           |
|         |     | 計       | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00    | 0.00      | 0.00      | 0.00      |

(注) 1. 再造林を補助対象とする主伐及び再造林の計画を記載する。  
2. 提出する年度を含む 5 カ年間の計画面積を記載する。なお、過年度計画は前年度提出した数値を記載すること。  
3. 実績は、1 期～ 4 期に補助金交付申請した実績の合計面積を記載する。

主伐・再造林 3ヵ年実施計画

事業主体名：\_\_\_\_\_

| 区分 | 施行地 |    |    |     |      |           |          | 主伐     |      |    |      |      | 再造林    |      |     |      |      |      |    |
|----|-----|----|----|-----|------|-----------|----------|--------|------|----|------|------|--------|------|-----|------|------|------|----|
| 年度 | 市町名 | 林班 | 小班 | 所在地 | 所有形態 | 効率的施業可能区域 | 特定植栽促進区域 | 面積(ha) | 伐採樹種 | 林齢 | 伐採方法 | 実施時期 | 面積(ha) | 植栽樹種 | 品種等 | 植栽本数 | 獣害対策 | 実施時期 | 備考 |
|    |     |    |    |     |      |           |          |        |      |    |      |      |        |      |     |      |      |      |    |
|    |     |    |    |     |      |           |          |        |      |    |      |      |        |      |     |      |      |      |    |
|    |     |    |    |     |      |           |          |        |      |    |      |      |        |      |     |      |      |      |    |
| 小計 |     |    |    |     |      |           |          |        |      |    |      |      |        |      |     |      |      |      |    |
|    |     |    |    |     |      |           |          |        |      |    |      |      |        |      |     |      |      |      |    |
|    |     |    |    |     |      |           |          |        |      |    |      |      |        |      |     |      |      |      |    |
|    |     |    |    |     |      |           |          |        |      |    |      |      |        |      |     |      |      |      |    |
| 小計 |     |    |    |     |      |           |          |        |      |    |      |      |        |      |     |      |      |      |    |
|    |     |    |    |     |      |           |          |        |      |    |      |      |        |      |     |      |      |      |    |
|    |     |    |    |     |      |           |          |        |      |    |      |      |        |      |     |      |      |      |    |
|    |     |    |    |     |      |           |          |        |      |    |      |      |        |      |     |      |      |      |    |
| 小計 |     |    |    |     |      |           |          |        |      |    |      |      |        |      |     |      |      |      |    |
| 合計 |     |    |    |     |      |           |          |        |      |    |      |      |        |      |     |      |      |      |    |

- (注)
1. 提出する年度を含む3ヵ年間の箇所別計画を記載する。
  2. 市町村森林整備計画の「効率的施業可能区域」及び県が指定する「特定植栽促進区域」に該当する森林は「○」を記入すること。
  3. 伐採方法欄には「皆伐」「更新伐」、実施時期は年月を「R4. 8」と記載すること。
  4. 苗木の需要資料としても活用するため、樹種・品種まで記載すること。品種は「特定母樹」「少花粉」「普通」等を記載すること。
  5. 植栽樹種が複数の場合は、行を分けて「品種」「植栽本数」を記載すること。また、獣害対策は「有」「無」を記載。
  6. 実施年度ごとに小計をとり、行が不足する場合は適宜追加すること。

(様式第1号)

年度 造林事業 実施計画書

森林環境保全直接支援事業

(単位：ha, m, m3, 千円)

| 区分             |                  |       | 年度実施計画 |    |       |    |    |      |     |
|----------------|------------------|-------|--------|----|-------|----|----|------|-----|
|                |                  |       | 事業量    | 単価 | 査定事業費 | 国費 | 県費 | 義務県費 | 環境税 |
| 人工造林           |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 樹下植栽等          |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 下刈り            |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 雪起こし           |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 倒木起こし          |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 枝打ち            |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 除伐             |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 除伐（環境）         |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 保育間伐           |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 保育間伐（環境）       |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 間伐             |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 更新伐（ha）        |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 付帯<br>施設<br>整備 | 鳥獣害防止施設等整備       | 施設等整備 |        |    |       |    |    |      |     |
|                |                  | 施設改良  |        |    |       |    |    |      |     |
|                | 荒廃竹林整備           |       |        |    |       |    |    |      |     |
|                | 林内作業場及び林内かん水施設整備 |       |        |    |       |    |    |      |     |
|                | 林床保全整備           |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 森林作業道整備        |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 森林作業道整備（環境）    |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 合計             | 森林整備（ha）         |       |        |    |       |    |    |      |     |
|                | 森林作業道整備（m）       |       |        |    |       |    |    |      |     |
| 指導監督費          |                  |       |        |    |       |    |    |      |     |

特定森林再生事業

(単位：ha, m, m3, 千円)

| 区分                   |                |                  | 年度実施計画     |       |       |    |    |      |     |    |  |
|----------------------|----------------|------------------|------------|-------|-------|----|----|------|-----|----|--|
|                      |                |                  | 事業量        | 単価    | 査定事業費 | 国費 | 県費 | 義務県費 | 環境税 | 備考 |  |
| 森林緊急<br>造成事業         | 人工造林           |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 樹下植栽等          |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 下刈り            |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 雪起こし           |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 倒木起こし          |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 除伐             |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 除伐（環境）         |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 付帯<br>施設<br>整備 | 鳥獣害防止施設等整備       |            | 施設等整備 |       |    |    |      |     |    |  |
|                      |                | 施設改良             |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      |                | 荒廃竹林整備           |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      |                | 林内作業場及び林内かん水施設整備 |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
| 林床保全整備               |                |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
| 森林作業道整備              |                |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
| 計                    |                |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
| 被害森林<br>整備事業         | 人工造林           |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 樹下植栽等          |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 下刈り            |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 雪起こし           |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 倒木起こし          |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 枝打ち            |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 除伐             |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 保育間伐           |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 更新伐            |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 付帯<br>施設<br>整備 | 鳥獣害防止施設等整備       |            | 施設等整備 |       |    |    |      |     |    |  |
|                      |                | 施設改良             |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      |                | 荒廃竹林整備           |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      |                | 林内作業場及び林内かん水施設整備 |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 林床保全整備         |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 森林作業道整備        |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 森林保全           |                  | 鳥獣害防止施設等整備 |       |       |    |    |      |     |    |  |
| 再生整備                 |                | 鳥獣の誘引捕獲          |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
| 計                    |                |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
| 重要インフラ施設周辺<br>森林整備事業 | 人工造林           |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 樹下植栽等          |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 下刈り            |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 雪起こし           |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 倒木起こし          |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 枝打ち            |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 除伐             |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 保育間伐           |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 更新伐            |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 付帯<br>施設<br>整備 | 鳥獣害防止施設等整備       |            | 施設等整備 |       |    |    |      |     |    |  |
|                      |                | 施設改良             |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      |                | 荒廃竹林整備           |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      |                | 林内作業場及び林内かん水施設整備 |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 林床保全整備         |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 森林作業道整備        |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 計              |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
| 保全松林緊急保護<br>整備事業     | 人工造林           |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 樹下植栽等          |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 下刈り            |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 雪起こし           |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 倒木起こし          |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 除伐             |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 保育間伐           |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 衛生伐            |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 更新伐            |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 付帯<br>施設<br>整備 | 鳥獣害防止施設等整備       |            | 施設等整備 |       |    |    |      |     |    |  |
|                      |                | 施設改良             |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      |                | 荒廃竹林整備           |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      |                | 森林作業道整備          |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 計              |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      | 合計             |                  | 森林整備（ha）   |       |       |    |    |      |     |    |  |
|                      |                |                  | 森林作業道整備（m） |       |       |    |    |      |     |    |  |
| 指導監督費                |                |                  |            |       |       |    |    |      |     |    |  |

機能回復整備事業

(単位：ha, m, 千円)

| 区分            |                |                  | 年度実施計画 |    |       |    |    |      |    |
|---------------|----------------|------------------|--------|----|-------|----|----|------|----|
|               |                |                  | 事業量    | 単価 | 査定事業費 | 国費 | 県費 | 義務県費 | 備考 |
| 花粉発生源<br>対策事業 | 花粉発生源植替え       |                  |        |    |       |    |    |      |    |
|               | 付帯<br>施設<br>整備 | 林木被害防止施設等整備      |        |    |       |    |    |      |    |
|               |                | 林内作業場及び林内かん水施設整備 |        |    |       |    |    |      |    |
|               |                | 荒廃竹林整備           |        |    |       |    |    |      |    |
|               |                | 森林作業道整備          |        |    |       |    |    |      |    |

※査定事業費がない事業は、標準事業費とする。

(様式第2号—1)

番 号  
年 月 日

長崎県農林部長 様

提出者  
住所  
氏名（代表）

年度 森林保全再生整備計画書の提出について

長崎県造林補助事業実施要領 第3の2の(5)の規定に基づき、別紙のとおり計画書を提出します。

記

1. 事業計画書(様式第2号—2)

2. 関係書類

## 年度 森林保全再生整備事業計画書

事業主体名

| 事業区分                                     |        | (別紙1の第1の2の(3)のシのa及びbの該当する事業区分を記入) |                         |    |    |                 |         |
|------------------------------------------|--------|-----------------------------------|-------------------------|----|----|-----------------|---------|
| 被害の状況                                    | 報告年度   | 年度                                |                         | 区分 |    | (市町村被害調査地などを記入) |         |
|                                          | 森林所在地  |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          | 林班     |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          | 面積     | ha                                |                         | 樹種 |    | 林齢              |         |
|                                          | 被害鳥獣名  | (シカなど)                            |                         |    |    |                 |         |
|                                          | 被害内容   | (樹皮の食害など)                         |                         |    |    |                 |         |
|                                          | 被害率    |                                   |                         |    |    |                 |         |
| 実施内容                                     | 作業内容   |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          | 実施時期   |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          | 目標     | (個体数／個体密度を〇〇から〇〇に縮減など)            |                         |    |    |                 |         |
|                                          | 実施林班   |                                   |                         |    |    |                 |         |
| 事業費総額                                    |        | 千円                                |                         |    |    |                 |         |
| 総事業費の内訳                                  | 区分     |                                   | 名称                      | 単価 | 金額 | 備考              | 根拠資料番号等 |
|                                          | 1. 直接費 | (1) 資材費                           |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   | 計                       |    |    |                 |         |
|                                          |        | (2) 労務費                           |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   | 計                       |    |    |                 |         |
|                                          |        | (3) 機械経費                          |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          | 計      |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          | 合 計    |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          | 2. 間接費 | (1) 共通仮設費用                        | ア 捕獲個体の埋設場所への運搬に要する費用   |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   | 計                       |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   | イ 事業実施箇所へ至る林道等の除雪に要する必要 |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        | 計                                 |                         |    |    |                 |         |
| ウ 野生鳥獣の捕獲・処分に關して、有識者からの指導・助言を受けるために要する費用 |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        | 計                                 |                         |    |    |                 |         |
| (2) 現場監督費                                |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
|                                          | 計      |                                   |                         |    |    |                 |         |
| 合 計                                      |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
| 総 額                                      |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
| 捕獲責任者指名                                  |        | 捕獲者県許可番号                          |                         |    |    |                 |         |
| 協議会との調整結果等                               |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
| 指導機関                                     |        |                                   |                         |    |    |                 |         |
| 備考                                       |        |                                   |                         |    |    |                 |         |

(様式第2号－3)

## 森林保全再生整備計画書の審査表

事業主体名

事業区分 (別紙1の第1の2の(3)のシのa及びbの該当する事業区分を記入)

| 区分 | 確認項目  | チェック欄                                              | 備考 |
|----|-------|----------------------------------------------------|----|
| 1  | 計画段階  | 被害報告・被害内容(年度)等を確認しましたか。                            |    |
| 2  |       | 十分な現地踏査を行って、効率的かつ効果的な事業内容となっていますか。                 |    |
| 3  |       | 捕獲を計画する場合、現地の実態や捕獲頭数に応じた事業期間・事業地の選定となっていますか。       |    |
| 4  |       | 捕獲を計画する場合、餌の選定は、価格が適正で保管が可能なものとなっていますか。            |    |
| 5  |       | 捕獲を計画する場合、捕獲固体の埋設等処分地は適切ですか。                       |    |
| 6  |       | 猟銃を使用する場合、希少猛禽類の繁殖行動への影響はありませんか。                   |    |
| 7  |       | 柵等を設置する場合、効率的(メンテナンス等)な事業地の選定(雪害等の恐れがない等)となっていますか。 |    |
| 8  |       | 協議会で事業計画の内容について調整を図りましたか。また、その際に出された意見を反映しましたか。    |    |
| 9  |       | 事業計画について、専門家等の意見を取り入れましたか。                         |    |
| 10 |       | 事業計画に記載された達成目標は適切ですか。                              |    |
| 11 |       | 事業完了後の成果検証の方法は適切ですか。                               |    |
| 12 |       | 事業内容に応じた、十分な安全対策ができていますか。                          |    |
| 13 | 事業完了後 | 給餌の場所、回数、日数は、適切でしたか。                               |    |
| 14 |       | 餌付で、十分警戒心をときましたか。                                  |    |
| 15 |       | 箱ワナ等で捕獲できなかった場合(又は、できなくなった場合)、他の捕獲場所への移動を行いましたか。   |    |
| 16 |       | 柵等の設置は、マニュアルどおりに設置しましたか。                           |    |
| 17 |       | 柵等は定期的に見回りを行いましたか。                                 |    |
| 18 |       | 捕獲した個体は、埋設等により適切に処分しましたか。                          |    |
| 19 |       | 目標の捕獲頭数は達成できましたか。                                  |    |
| 20 |       | 専門家等による事業の成果を検証しましたか。                              |    |

※チェック欄にはチェック後に「」を記入する。

(様式第2号－4)

番 号  
年 月 日

(事業計画者) 様

長崎県農林部長

年度 森林保全再生整備計画書の確認結果書

年 月 日付けで提出がありました標記計画については、内容を確認した結果、適当と認められますので、長崎県造林補助事業実施要領 第3の2の(5)の規定に基づき、通知します。

(様式第3号)

| 事務所 | 市町村 | 申請者 | 補助事業区分 |
|-----|-----|-----|--------|
|     |     |     |        |

造林事業補助金申請内訳書

年度 期

[illegible]

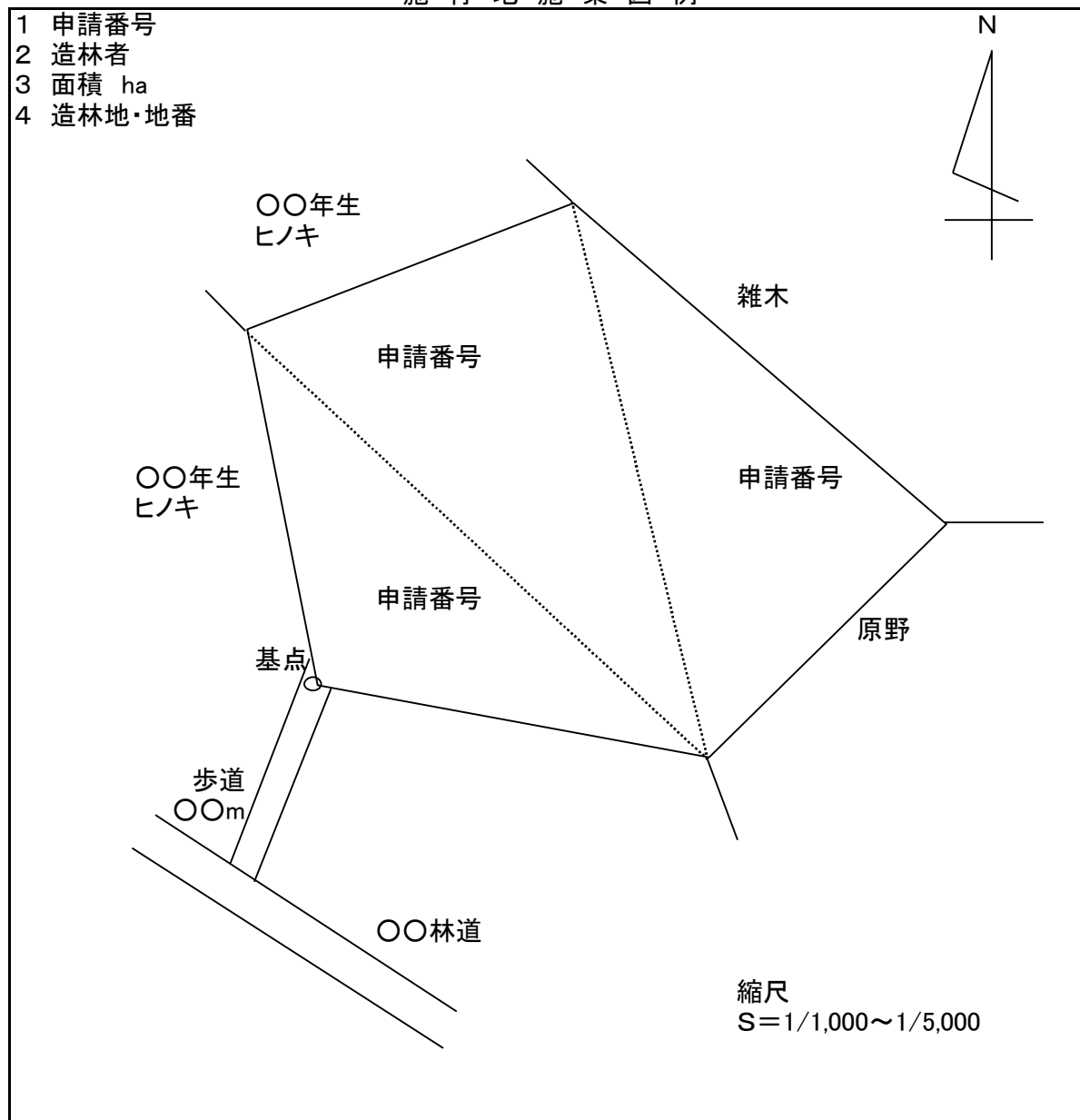
| 事 務 所 | 市 町 村 | 申請者 | 補 助 事 業 区 分 |
|-------|-------|-----|-------------|
|       |       |     |             |

森林整備事業補助金交付明細書  
ながさき森林環境保全事業補助金交付明細書（環境）

[illegible]

(様式第4号)

施行地施業図例



- 注1 申請番号、造林者、面積、造林地・地番は必ず実績書に記載した内容と合致させる。  
2 2樹種以上の植栽がある場合は、樹種区界を必ず設け、申請番号を記入すること。  
3 除地(1箇所0.01ha以上)がある場合は図示すること。  
4 国土調査図を使用する場合、地番ごとに面積を記入する。  
5 面積求積は、第3者でも計算できるようにし、求積方法を明記すること。  
6 面積の単位はhaとし、小数第3位以下を切り捨て、小数第2位止めとする。  
7 造林地の周囲の概況を記入すること。  
8 図には基点を示し、図上の点にはNo.を付すること。  
9 縮尺は、1ha未満1/1,000、1~5ha1/3,000、5ha以上1/5,000を目処とする。

(様式第5号)

| 事務所 | 市町村 | 申請者 | 補助事業区分 |
|-----|-----|-----|--------|
|     |     |     |        |

### 搬出材積集計表

年度 期

[illegible]

(様式第6号)

| 事務所 | 市町村 | 申請者 | 補助事業区分 |
|-----|-----|-----|--------|
|     |     |     |        |

社会保険等の加入実態状況調査表

年度 期

[illegible]

(様式第7号)

| 事務所 | 市町村 | 申請者 | 事業主体 | 補助事業区分 | 造林事業集計表 | 年度 期 |
|-----|-----|-----|------|--------|---------|------|
|     |     |     |      |        |         |      |

[illegible]

長崎県知事

様

住 所  
氏 名（法人にあっては名称、代表者氏名）

## 年度消費税仕入税額控除適用除外報告書

年 月 日付け 森整第 号により交付決定通知があった  
造林事業補助金（ ）について、同通知の記（ ）の  
規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

- 1 補助金交付申請番号
- 2 補助事業者名（森林所有者名）
- 3 施行場所
- 4 長崎県補助金等交付規則第14条に基づく補助金確定額  
（ 年 月 日付け 森整第 号による確定通知額のうち該当分）  
金 円
- 5 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額  
金 円

|            |       |     |             |
|------------|-------|-----|-------------|
| 発行責任者及び担当者 |       |     |             |
| 発行責任者      | 〇〇 〇〇 | 連絡先 | 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 |
| 発行担当者      | 〇〇 〇〇 | 連絡先 | 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 |

## ※発行責任者及び担当者

- ・発行責任者…代表取締役、支店長、営業所長等の、社内において権限の委任を受けた役職者任者及び担当者
- ・発行担当者…本契約に関する事務を担当する者
- ・押印省略の場合は、「発行責任者」及び「発行担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載すること。

印

- ・発行責任者…代表取締役、支店長、営業所長等の、社内において権限の委任を受けた役職者任者及び担当者
- ・発行担当者…本契約に関する事務を担当する者
- ・押印省略の場合は、「発行責任者」及び「発行担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載すること。

年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名 印

施行地の転用に係る補助金の返還免除の協議について

年 月 日付け長崎県指令 林第 号で交付決定のあった（ 事業名 ）により実施した施行地について、転用する必要が生じたので長崎県造林補助事業実施要領第7の（11）により協議します。

記

- 1. 転用理由
- 2. 転用までの経緯
- 3. 再発防止策
- 4. 転用等計画書等（計画書、転用区域図、現況写真等）
- 5. 補助金返還免除計算書
- 6. 補助金に係る書類
  - (1) 補助金交付申請書（申請者の住所・氏名・申請年月日・申請数量）
  - (2) 竣工検査調書（検査者名、検査年月日、検査数量）
  - (3) 補助金交付決定通知書及び確定通知書（交付・確定年月日、補助金額）
  - (4) 補助金受領書（受領年月日、補助金額）

※押印省略をする場合に記載

|            |       |     |             |
|------------|-------|-----|-------------|
| 発行責任者及び担当者 |       |     |             |
| 発行責任者      | 〇〇 〇〇 | 連絡先 | 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 |
| 発行担当者      | 〇〇 〇〇 | 連絡先 | 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 |

※発行責任者及び担当者

- ・発行責任者・・・代表取締役、支店長、営業所長等の、社内において権限の委任を受けた役職者任者及び担当者
- ・発行担当者・・・本契約に関する事務を担当する者
- ・押印省略の場合は、「発行責任者」及び「発行担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載すること。

森林環境保全直接支援事業等(環境)林内路網緊急整備事業 実績書【内訳書】

| 区分   |      | 延長<br>(m) | 実行経費<br>(円) | 国庫補助金<br>(円) | 森林環境保全<br>直接支援事業等(環境)<br>補助金<br>(円) | 備考 |
|------|------|-----------|-------------|--------------|-------------------------------------|----|
| 実施区分 | 事業区分 |           |             |              |                                     |    |
|      |      |           |             |              |                                     |    |
|      |      |           |             |              |                                     |    |
|      |      |           |             |              |                                     |    |
| 計    |      | 0         | 0           | 0            | 0                                   |    |

1. 実施要綱様式第2号交付申請書の「その他」の資料は次のとおりとする。

- ①別紙1の第1の1の(2)の②のイ、ウ、エ、オの場合
- 各対象非公共事業の実績報告書のうち次の書類の写し
- ・実績書

・収支精算書

・森林作業道 実施設計書

・路線別明細書

## 森林環境保全直接支援事業等(環境)林内路網緊急整備事業 路線別明細書

単位:円

[illegible]

|      |    |
|------|----|
| 2.5m | 直營 |
| 3.0m | 請負 |